

共済掛金の免除申請について

組合員が産前産後休業や育児休業を取得したときは、共済組合に申し出ることにより、掛金（短期掛金、介護掛金、厚生年金保険料、退職等年金掛金）が免除されます。

なお、掛金が免除された期間であっても、短期給付や年金額を算定する際には、掛金が徴収されている期間と同様に取り扱われるため、不利になることはありません。

手続きについては、下記書類を所属所経由で、共済組合に提出してください。

1. 産前産後休業期間中の掛金免除

<掛金免除の対象となる期間>

産前産後休業（出産の日（出産日が出産予定日より後であるときは、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産後56日までの間）を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで。

※ 条例等により産前休暇が8週（56日）付与されても、掛金免除の対象となるのは出産日以前42日となります。

（ただし、多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読み替える。）

<提出書類>

- (1) 産前産後休業掛金免除申出書
- (2) 産前産後休暇を取得していること及び変更後の期間を確認できる書類
- (3) 子の出産予定日及び出産予定人数を確認できる書類
- (4) 子の出産日及び出産人数を確認できる書類

2. 育児休業期間中の掛金免除

<掛金免除の対象となる期間>

育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで。

<提出書類>

- (1) 育児休業等掛金免除申出書
- (2) 育児休業発令通知の写し

3. 育児休業期間の変更に伴う手続き

育児休業を取得中の組合員が、育児休業を延長した場合または新たな子の妊娠により、当初の予定よりも育児休業期間が短くなる場合には、掛金免除期間の変更手続きが必要となります。

該当する場合には、お忘れの無いように手続きをお願いします。

<提出書類>

- (1) 育児休業等掛金免除変更申出書
- (2) 育児休業発令通知の写し（期間延長または職務復帰の発令通知）